

広情個審第89号

令和7年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報不開示決定（不存在）に係る審査請求に対する裁決について
（答申）

令和6年4月25日付け広島市指令障自第38号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第100号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年4月25日付け広島市指令障自第38号の諮問事案（諮問第100号事案）

令和5年11月16日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月28日付け広島市指令障自第208号で行った不存在を理由とする保有個人情報不開示決定（以下「本件不開示決定（不存在）」という。）に対する同年12月13日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定（不存在）は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

不存在の決定が不服だったため。

(2) 審査請求の理由

記録を整理する必要があったため時間を要したと、障害自立支援課長のA氏が私に送付した書類に記載しており、〔対象文書が〕不存在と思われないため。

3 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）によると、『個人情報』とは、行政機関等の職員が（略）職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定する行政文書をいう。）（略）に記録されているものに限る。」と定義されている。行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項によると、『行政文書』とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」と定義されている。

- (2) 開示請求日である令和5年11月16日時点において、上記行政文書に該当する対象保有個人

情報は存在しなかったため、法第82条第2項の規定に基づき不開示（不存在）としたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、法に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求の対象である請求人の申立てに係る障害自立支援課事業者指導係と個人情報保護委員会とのやりとりに関する記録の有無について、当審査会が実施機関に確認したところ、「令和5年10月20日に、請求人からの申立てについて個人情報保護委員会に問合せをし同委員会の見解を確認したが、その際同委員会とのやりとりに係る文書は作成していないため、本件開示請求のあった同年11月16日時点においては本件開示請求の対象となる文書は存在しないが、その後、同月24日に請求人から記録の作成及び文書による回答をしてもらいたい旨の要望を受けたことから、当該要望に基づき実施機関において記録を作成した上で回答した。」との回答を得た。

当審査会が見分したところ、実施機関が作成した記録及び回答には、障害自立支援課事業者指導係と個人情報保護委員会とのやりとりに関する記載があることが確認できた。

また、請求人が審査請求の理由として主張している「記録を整理する必要があったため時間を要したと、障害自立支援課長のA氏が私に送付した書類」について当審査会が実施機関に確認したところ、当該文書は、「実施機関が令和5年9月14日に請求人から受け取った請願書と記載された文書に対する回答を文書で回答してもらいたい旨の請求人からの同年11月1日の要望」並びに「記録の作成及び文書による回答をしてもらいたい旨の請求人からの同月24日の要望」に基づき、同年12月8日付けで実施機関から請求人へされた回答に関する文書（以下「回答文書」という。）であるとの回答を得た。

回答文書に「記録を整理する必要があったため」と記載されていることから、請求人が本件開示請求の対象となる記録があると考えたことについて実施機関に確認したところ、回答文書を作成するに当たって本件開示請求の対象となる記録は作成しておらず、上記のとおり令和5年11月24日の請求人からの要望に基づき過去に遡って記録を作成したとのことである。

以上のことから、開示請求日である令和5年11月16日時点においては、本件開示請求の対象となっている保有個人情報には存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6. 4. 2 5	広島市指令障自第 3 8 号の諮問を受理（諮問第 1 0 0 号で受理）
R 6. 8. 8 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 9. 1 2 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議 実施機関に対する説明聴取
R 6. 1 0. 1 0 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 1 1. 1 4 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議
R 6. 1 2. 1 2 (第 5 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 1. 9 (第 6 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 2. 1 3 (第 7 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7. 3. 1 4 (第 8 回審査会)	第 1 部会で審議

請求人による口頭意見陳述の申立ては、行われなかった。

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 齐	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士